

知多管内初!大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり 推進条例を制定します

大府市は、多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指し、「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」を制定します。総合的な人権条例は、愛知県が令和4年3月に制定していますが、県内の市町村では3例目、知多管内では初となります。この条例は、3月議会に上程します。

■大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例の概要

条例の位置付け/この条例は、本市がこれまで制定した様々な立場の方の権利を守る各 種条例の上位に位置付け、かつ、梁となる、本市の人権尊重に関する 基本的な考え方を示すものです。

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例						
女性	子ども	高齢者・認知障が	ロ症者とその家族 い児・者	犯罪被害 者・家族	り患者 未接種者	LGBTQ+ 外国人等
おおぶ男女共同参画推進条例	大府市いじめの防止等に関する条例	大府市手話言語条例ン手段の利用の促進に関する条例大府市障がいのある人のコミュニケーショ	条例大府市成年後見制度の利用の促進に関するり推進条例	大府市犯罪被害者等支援条例	大府市感染症対策条例	その他

条例の特色/次のとおりです。

(1) 3つの基本理念(第2条)

市の人権に関する基本的な考え方を示すため、3つの基本理念を掲げました。

- 一人ひとりを個人として尊重すること。
- ・異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- ・全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。



(2) 人権侵害行為の禁止を明記(第3条)

人権侵害行為となる態様を例示し、何人も人権侵害行為をしてはならないことを明記 しました。

(3) 子どもへの人権教育・啓発の推進(第8条)

保育園、小中学校等において、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するため に必要な教育・啓発を推進します。

(4) 大府市人権施策推進アドバイザーの設置(第9条)

女性、子ども、高齢者、障がい者、LGBTQ+など、人権に関する課題の種類に応じて、 市が実施する人権施策の推進に関し必要な調査及び助言を行う「大府市人権施策推進ア ドバイザー」を必要に応じて設置できることとします。

施行期日/令和5年4月1日

■令和5年度新規人権関連事業

相談窓口の設置や相談員の配置など、これまでも人権に関する各種取り組みを実施してきましたが、条例制定を契機として、取り組みを一層加速します。令和5年度は新たに以下の事業を実施します。なお、関連予算を令和5年度当初予算として3月議会に上程します。

(1) 条例パンフレットの作成・配布

条例の概要を記したパンフレットを作成し、イベント等で配布します。

(2) 人権に関する連続講演会の開催

条例の施行を記念し、市民向けの連続講演会を開催します。

 $[(15/27 (\pm), (26/24 (\pm), (37/8 (\pm))]$

(3) 人権映画会の開催

人権に関する作品を上映する映画会を開催します。【12/16(土)】

(4) ハンセン病パネル展の開催

国立駿河療養所が所蔵するハンセン病啓発パネルを借用し、パネル展を開催します。

■参考資料 条例の概要

【問い合わせ先】

大府市地域福祉課

担当:山本真嗣(ヤマモト マサシ)

電話: 0562-45-6228 FAX: 0562-47-3150 メール: fukushi@city.obu.lg.jp

大府市人権を尊重した誰一人取り残さない まちづくり推進条例 概念図

目的

基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現すること。

基本理念

- ・一人ひとりを個人として尊重すること。
- ・異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- ・全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

人権侵害行為の禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

市

- ・市政の全てにおいてこ の条例の趣旨を踏まえ、 人権に関する施策を総 合的に推進する。
- ・人権擁護委員並びに国、 県その他の関係機関及 び関係団体との緊密な 連携を図る。

市民

- ・人権に関する理解を深 めるよう努める。
- ・市が実施する人権に関する施策に協力するよう努める。

事業者

- ・人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の 視点に立って事業活動を 行うよう努める。
- ・市が実施する人権に関す る施策に協力するよう努 める。

市の施策

相談・救済

- ・関係機関等と連携し、 必要な措置を講ずる。
- ・相談者の気持ちに寄り 添って対応し、必要の 都度、関係機関につな ぎ、救済に努める。

教育・啓発

- ・多様性を認め合う風土 を醸成するために必要 な教育・啓発を行う。
- ・教育・啓発を保育園、 小中学校その他子ども が活動する場等におい て推進する。

大府市人権施策推 進アドバイザー

・人権に関する施策の推 進に関し、必要な調査 及び助言を行うため、 人権に関する課題の種 類に応じ、大府市人権 施策推進アドバイザー を置くことができる。